

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター

第3期中期目標（素案）

目次

基本的な考え方

I 中期目標の期間

II 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 中小企業等への技術支援

(1) 技術相談

(2) 機器利用、依頼試験・分析

(3) 新事業の創出、新分野進出のための支援

2 研究開発

(1) 県内産業の発展に資する研究開発

(2) 共同研究、受託研究

(3) 知的財産権の積極的な取得と成果の普及

3 産業人材の育成

4 産学金官連携の推進

5 積極的な広報活動

III 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 機動性の高い業務運営

2 職員の能力開発

IV 財務内容の改善に関する事項

1 予算の効率的運用

2 自己収入の確保

V その他業務運営に関する重要事項

1 コンプライアンス体制の確立と徹底

(1) 法令遵守及び社会貢献

(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底

(3) 労働安全衛生管理の徹底

2 環境負荷の低減と環境保全の促進

基本的な考え方

県内唯一の工業系の技術支援機関である産業技術センター（以下「センター」という。）は、平成19年4月に地方独立行政法人として新たにスタートし、第1期及び第2期中期目標期間においては、迅速かつ柔軟な運営体制の基に、県内企業に対するきめ細かな技術支援、企業ニーズに即した研究開発と技術移転および実践的な技術開発人材の育成等を実施し、鳥取県の産業活力の強化を図り、経済の発展及び県民生活の向上に寄与してきた。

しかし、近年の国内の経済動向は、世界的な景気低迷、厳しい雇用経済環境、少子高齢化の進展など非常に厳しい状況に置かれてきており、製造業においても今までの製造形態を維持することが困難となり、企業間の再編等により生き残りに向けた取り組みがなされている状況である。こうしたなか、国では、デフレ脱却、企業の生産活動の活発化、所得の増加を目指して、「大胆な金融政策」、「機動的な財政出動」、「民間投資を喚起する成長戦略」のいわゆる“三本の矢”を柱とした経済対策を進め、最近では徐々に市場は円安、株価上昇に転じ、景気の持ち直しの兆しもみられるようになってきた。また、新たに『日本再興戦略』を策定し、世界に先駆けて、少子高齢化、資源・エネルギー問題などに真っ先に取り組み、新たな成長分野で世界トップに躍り出るといふ国家戦略を打ち出している。

一方、鳥取県においても、大手電機メーカー等の事業再編など、今までにない厳しい雇用経済環境となり、関連する中小企業の新事業への転換が急務となっている。さらに、少子高齢化、人口減少の影響も著しく深刻な課題となっている。そこで、県では、持続性のある安定した経済成長を目指すために平成22年4月に策定した「鳥取県経済成長戦略」に、製造業の再生戦略と成長分野の新戦略を追加して、「鳥取県経済再生成長戦略」を平成25年4月に策定、引き続き、環境・エネルギー、次世代デバイス、バイオ・食品関連産業などの成長分野へ県内産業を構造転換するとともに、生産ピラミッドの崩壊した電気機械関連産業を中心とした主要製造業の立て直しと中小零細企業を中心とした本県ものづくり基盤産業の高度化などを推進することとしている。

第3期中期目標期間においては、引き続き、同再生戦略等に掲げる「産業の高付加価値化」と「新産業の創出」の推進に寄与すべく、県内製造業及び関連産業における高付加価値化に繋がる技術支援や研究開発等の一層の強化をセンターの目標とし、指示するものである。

なお、事業実施に当たっては、

- ①限られた人数で最大の効果を上げるため、技術支援業務と研究開発業務のバランスを取り、それらの成果等の企業への移転と事業化に向けた支援を強力に進めること
- ②「コンプライアンス」と「環境への配慮」を踏まえた内部統制によって、絶えず管理体制を見直しつつ業務運営を行うこと
- ③中期目標に規定する事項について適宜数値目標を掲げ、質の向上を図りながら計画的に実施するとともに「県民への説明責任」を果たすことに努めなければならない。

さらに、センターには、理事長の強力なリーダーシップの下、自己研鑽や意識改革など不断の努力と改革を行い、県から真に独立した組織により、県内中小企業の「ホームドクター」としての役割を果たし、本県の産業振興の一翼を担うことに努めなければならない。

I 中期目標の期間

第3期中期目標の期間は、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの4年間とすること。

II 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 中小企業等への技術支援

技術支援等の機能の強化に当たっては、限られた人数で最大の効果を上げるよう、技術支援、試験・分析等の業務と研究開発業務とのバランスを取り、県の産業活力の強化に繋げなければならない。

(1) 技術相談

県内中小企業等が抱える技術的課題に関する技術相談を着実に出来る体制を整え、適切なアドバイスや情報提供等を行うこと。そのためには、センター内の職員による対応に加えて、必要に応じて関連する支援機関や大学等との連携も活用して、技術課題への対応力を強化すること。

(2) 機器利用、依頼試験・分析

県内中小企業では、より厳しい品質基準や高性能化等が求められるようになり、それに対応する様々な試験、分析などを行う必要があるが、中小企業ではそれらを満足する機器や人材を確保することが困難である。そこで、これらに対応する試験・分析機器の計画的な整備、提供する試験・分析メニュー充実、サービス提供時間や手続等の継続的な改善など効率的な支援体制の整備を行うとともに技術支援内容のレベルアップに努めること。

そのためには、常に利用状況や企業ニーズを把握し、必要な機器、試験・分析メニューを維持、追加し、老朽化した機器設備の更新、稼働率の低い機器設備の処分等もその必要性を検討の上、適切に行うこと。

また、引き続き、他の技術支援機関との連携による効率化を図ること。

(3) 新事業の創出、新分野進出のための支援

新規事業の立ち上げまたは新製品開発を目指す事業者等に、インキュベーション施設など研究開発の場を提供し、研究開発途上で生じた諸課題の解決に向け技術支援を実施すること。その場合、関係機関と連携して、関連する市場動向や販路などの情報提供を含めた総合的な支援に努めること。

2 研究開発

(1) 県内産業の発展に資する研究開発

研究開発の実施に当たっては、企業ニーズや国・県等の施策、市場動向を的確に把握し、企業等への技術移転と実用化を常に意識して研究を推進する必要がある。そのためには、短期的な技術移転を目指した研究開発に加え、新事業創出を目指したシーズ開発、今後発展が予想されるものの県内企業が取り組むことが困難な技術分野等、中長期的な視点での戦略的な研究開発にも、絶えず見直しながら取り組むこと。

特に、鳥取県経済再生成長戦略において引き続き戦略的推進分野に位置付けた環境・エネルギー、次世代デバイス、バイオ・食品関連産業、さらに新たに再生の柱とした“新素材・高度部材の生産技術”等について、県内企業の競争力強化および新たな事業展開に結びつく研究開発にセンターとして積極的に取り組むこと。

また、本県の“地域資源”を活用して他地域に対して優位に展開できる「地域ブランド」の確立を目指した研究にも取り組むこと。

なお、テーマ設定及び研究成果に対する評価は、外部専門家の意見も取り入れながら、かつ、市場動向や今後の県内産業界の動向を加味した上で、技術移転の可能性についても考慮し、採択・継続の決定、研究費の配分等を行うこと。

さらに、得られた研究成果は関係者に広く周知し、研究成果の普及と技術移転の推進に努めること。

(2) 共同研究、受託研究

センター単独では実施し難い研究や研究成果の実用化等については、シナジー効果を期待し、積極的に意欲のある中小企業、大学、研究機関等との連携による共同研究として取り組むこと。共同研究を実施するにあたっては、センターが中心的なリーダーとなってプロジェクトを牽引することを期待する。

また、企業等から要請のあった技術開発については、センターが取り組むことによって解決が促進され、そのことによって、該当する企業のみならず、鳥取県産業界に有益であるものについては、受託研究として取り組むこと。

(3) 知的財産権の積極的な取得と成果の普及

研究着手段階から知的財産権の取得を意識して研究を行い、その結果生まれた成果により取得した知的財産権は積極的に公開、技術移転を推進し、効果的な知的財産創出サイクルを確立すること。

なお、知的財産権の取得や活用については、必要に応じて弁理士等の知的財産専門家を活用して新規性や活用の見込みについて充分検討した上で行い、普及においても関係機関を最大限に活用して実施すること。

3 産業人材の育成

第1期及び第2期中期目標期間に引き続き、これまでに培ってきたものづくり人材育成のノウハウを活かし、県内企業の技術者の研究開発力や製造・商品化手法等の技術力を向上させるために、企業人材等を受け入れ、あらゆる問題解決に積極的に取り組むことが出来る高度な産業人材育成に取り組むこと。

4 産学金官連携の推進

県内企業の技術開発や事業化の支援を強力に推進するために、関連する機関との「産学金官連携」を強化すること。特に、公益財団法人鳥取県産業振興機構との連携を一層深めるとともに、様々な場面でセンターが中心的なコーディネイト機能を発揮することを期待する。

5 積極的な広報活動

企業の技術開発及び生産活動を支援するために、センターの研究開発等の成果内容や最新の技

術情報等をホームページや各種広報媒体を活用して積極的に情報発信すること。

さらに、センターの技術的知見の普及や技術移転、情報提供を目的とした講習会やセミナー、研究発表会等を積極的に行うこと。

また、センターの利用実績がない企業等へのPRや他機関との連携を活用するなど効果的な利用企業の掘り起こしを進め、利用拡大にも努めること。

Ⅲ 業務運営の改善及び効率化に関する事項

地方独立行政法人制度の特長を十分に活かして業務運営の改善を継続し、より一層効率的・効果的な運営を行うこと。

1 機動性の高い業務運営

理事長のリーダーシップのもと、迅速な意思決定に基づく機動性の高い業務運営を行うこと。そのためには、社会情勢や企業ニーズなどセンターを取り巻く環境の変化に応じて絶えず点検・見直しを行い、質の高い的確なサービスを県内企業へ提供できる運営体制とすること。

職員の配置においては、本県産業の将来像と今後の技術動向を見据え、中長期的な視点に基づいて職員を採用し、本県産業界の状況に対応した組織・職員配置を的確に行うこと。また、必要に応じて技術スタッフ等を配置して、効果的な業務運営を行うこと。

また、センターが取り組む目標や責務について、正しく職員の共通認識を図るとともに、鳥取・米子・境港3施設間における情報の共有化についても徹底すること。

このような業務運営による結果は、評価委員会により評価し、その業績評価は役員報酬（退職手当を含む。）に反映させること。

2 職員の能力開発

県内企業の技術的課題の解決、技術移転を意識した研究開発の推進を行う人材の育成を継続的に行うとともに、広い視野を持ち県内企業を先導的に支援できる高度なプロデュース能力を持った人材の育成にも取り組むこと。

そのためには、必要に応じて、産業総合研究所や大学等の研究機関や関連機関等への職員派遣を活用すること。

また、客観性・透明性の高い職員評価を行うとともに、評価結果を勤勉手当、昇給、昇進、職員配置等に反映させ、継続的に職員のレベルアップに繋げること。

Ⅳ 財務内容の改善に関する事項

1 予算の効率的運用

運営費交付金を充当して実施する業務については、「Ⅲ 業務運営の改善及び効率化に関する事項」に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算により効率的かつ効果的な運営を行うこと。

なお、センターの活動経費の大部分を占める運営費交付金について、センターの業績に応じたインセンティブとして、業績評価に基づき増減させる算定ルールを適用する。

また、運営費交付金を充当して実施する業務（臨時的経費及び職員人件費を除く。）については、期間開始前に示される基準に沿って経費抑制を行うこと。

さらに、事務処理の簡素化・効率化、施設・設備の有効利用の徹底、外部委託の活用など、業

務運営の効率化と経費抑制を目的とした見直しを恒常的に実施すること。

なお、経費抑制に当たっては、利用企業等へのサービスを低下させることのないよう努めること。

2 自己収入の確保

県内企業等の機器利用や依頼試験の積極的な対応や保有する知的財産権の効果的なPRによる使用許諾の推進など、外部資金の獲得に努めるほか、企業や大学等との共同研究等による競争的資金等の獲得に積極的に向かい、運営費交付金（県からセンターへ交付）以外の収入の確保に努めること。

なお、知的財産権の使用許諾に伴う使用料収入額のうち、センターと職員間における配分については、知的財産関係法令等に基づいて設定したルールを遵守すること。

V その他業務運営に関する重要事項

1 コンプライアンス体制の確立と徹底

(1) 法令遵守及び社会貢献

法令遵守はもとより、職員は全体の奉仕者としての自覚に立ち、職務執行に対する中立性と公平性を常に確保し、県民から疑惑や不信を招くことのないよう努めること。

特に、研究成果やデータ等の不正が起らない環境づくりを行い、公設試験研究機関としての対外的な信頼性を確保すること。

また、法令遵守や適切で安全な設備の使用・管理等に関して、職員に対する研修を継続的に実施するとともに、確実な実施に向けた組織体制の整備を行うこと。

さらに、県民とともに歩む組織として、地域イベントや奉仕活動への参加など社会貢献に努めること。

(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底

個人情報や企業からの相談内容、研究等の依頼内容など職務上知り得た事項の管理を徹底するとともに、特に電子媒体等を通じた情報の漏洩がないよう確実な防止対策に取り組むこと。

また、情報公開関連法令等に基づき、事業内容や組織運営状況等について、適切に情報公開すること。

(3) 労働安全衛生管理の徹底

職員が安全で快適な試験研究環境において業務に従事できるよう、十分に配慮すること。

また、安全管理体制の徹底を図るとともに、規程の整備や職員への安全教育を実施するなど、労働安全衛生関係法令等を遵守すること。

2 環境負荷の低減と環境保全の促進

業務運営に際しては、環境に配慮した運営に努めるとともに、研究活動の実施、施設・設備、物品等の購入や更新等に際しては省エネルギーやリサイクルの促進に努め、環境負荷を低減するための環境マネジメントサイクルを確立し、継続的な見直しを実施すること。